

平成 27 年度「自ら評価」案件の取扱いについて

1. 平成 27 年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品については、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループでの審議を経て、アレルギーを含む食品（卵）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について、本日、食品安全委員会に報告するところである。
2. 今回のアレルギーを含む食品に関する評価では、アレルギーを含む食品のうち、科学的知見が豊富な卵を評価の対象とした。しかしながら、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかになった。このため、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて、当面、卵以外のアレルギーを含む食品について食品健康影響評価を行うことが困難であると判断された。
3. よって、「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、平成 27 年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品については、これまでに収集した卵以外のアレルギーを含む食品に関する情報を取りまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することとしたい。
4. なお、今後も、科学的知見の集積に努め、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られた場合には、食品健康影響評価実施の必要性について検討することとする。

「自ら評価」案件の取扱いについて

(平成24年2月16日食品安全委員会決定)

- 1 「自ら評価」案件については、「企画等専門調査会における食品安全委員会
が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17
日食品安全委員会決定(以下「委員会決定」という。))に基づき選定された候
補の中から、食品安全委員会における調査審議を経て決定されたものであり、
委員会決定の考え方を踏まえ、食品健康影響評価を行うことを基本とする。

- 2 「自ら評価」案件については、委員会決定の(2)の②を踏まえ、科学的
知見の充足の程度にも配慮しつつ、選定を行っているところであるが、リス
ク管理機関からの要請に基づき行う食品健康影響評価の場合と異なり、選定
後に、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見が不足していること
が判明する案件があることも事実である。
このような案件については、食品安全委員会における調査審議の結果、当面、
食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見を得ることが困難であると
判断される場合には、「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」の作成
をもって食品健康影響評価を終了することとし、国民に対して当該案件に関す
る情報をできる限り速やかに提供するという観点から、ホームページ等で「フ
ァクトシート」又は「リスクプロファイル」を公表することとし、これらにつ
いては、必要に応じて内容の更新を行うこととする。
また、当該案件について食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学
的知見が得られた場合には、食品健康影響評価実施の必要性について検討す
ることとする。

- 3 具体的な食品健康影響評価の終了手続きは以下のとおりとする。
 - ① 当該案件について担当の専門調査会等が決定されている場合において、
当該専門調査会等が、当面、食品健康影響評価を行うために必要な科学的
知見を得ることが困難であると判断するときは、当該専門調査会等を担当
する食品安全委員会の委員がその旨を食品安全委員会に報告する
 - ② 食品安全委員会において、当該案件について、当該報告に基づき調査審
議を行い、当面、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見
を得ることが困難であると判断する場合には、「ファクトシート」又は「リ
スクプロファイル」の作成をもって食品健康影響評価を終了することを決
定する。

③ 当該案件について担当の専門調査会等が決定されていない場合において、食品安全委員会が、当該案件について、食品安全員会事務局からの報告等に基づき調査審議を行い、当面、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見を得ることが困難であると判断する場合には、「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」の作成をもって食品健康影響評価を終了することを決定する。

4 3の手続きにより終了した案件について、食品健康影響評価を開始するための手続きは以下のとおりとする。

① 当該案件について、食品安全委員会事務局において、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られたと考える場合には、企画等専門調査会に報告する。

② 企画等専門調査会において、当該報告に基づき、食品健康影響評価の開始の必要性について調査審議を行い、その結果を食品安全委員会に報告する。

③ 食品安全委員会において、当該報告に基づき調査審議を行い、食品健康影響評価の実施の必要性の有無について決定する。